

令和8年度佐渡市雇用機会拡充事業フォローアップ支援業務 仕様書

1 委託業務名

佐渡市雇用機会拡充事業フォローアップ支援業務

2 業務目的

佐渡島においては、平成29年4月に施行された有人国境離島法に基づき、新潟県特定有人国境離島地域の地域社会の維持に関する計画(以下、「県計画」という。)を策定し、航路・航空路運賃の低廉化、雇用拡充や交流、滞在型観光の促進等へも支援を実施し、地域社会の維持に取り組んでいる。

地域社会の維持に基礎となる雇用拡充や交流・島内経済の拡大のためには、地域資源を有効に活用し、島と国内外との間で人が交流し、モノ・カネを呼び込むための取り組みを進める必要があるが、これにはマーケティング、ブランド化、販路開拓等に関する専門的な知見やノウハウが必要となる。

本業務においては、雇用増に直接寄与する創業又は事業拡大を行う民間事業者等に対して、早期の自立化を促す観点から、専門家による支援を実施し、島内の雇用機会の拡充、地域社会の維持を図ることを目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年2月26日まで

4 業務内容

(1) 事業計画の進捗状況の把握・助言指導等支援

①概要

佐渡市内における「雇用機会の拡充」に該当する事業を実施しているかを確認するため、事業計画に設定された業績指標の達成状況及び雇用人数を把握し、必要な助言・指導を行うことにより、事業計画に記載された事業がより効果的に実行されるよう支援する。

②内容

- ・令和7年度以前に事業を実施した80事業者に対して支援を行い、必要な場合は1事業者に対して複数回の支援を行うこと。
- ・佐渡市内の事業所の活動実態及び新規雇用者の勤務実態の把握を行うこと。
- ・支援対象事業者及び実施優先順位は、佐渡市の意向を優先し、細部調整の上決定すること。
- ・支援の手法は、佐渡市内の事業実施場所での個別指導とすること（リモート等の方法による指導は原則不可）。

- ・個別指導の際に抽出された経営課題に関しては、具体的なフォローアップに勤め、その結果を記録・報告すること。
- ・個別指導及びフォローアップの結果を整理し、事業者の課題改善及び今後の取組に資するフィードバック資料を作成すること。
- ・令和8年度において、補助事業を実施中であり、翌年度以降も継続して補助事業を実施予定の事業者にあたっては、補助事業及び雇用の進捗状況を十分に確認し、翌年度補助事業の継続可否を判断する審査（10月末頃予定）の際に、参考となる記録を残し、報告すること。
- ・雇用の計画が未達成の事業者に対しては、雇用が出来ない要因を分析し、雇用確保に向けた具体的な指導を行うこと。また、計画が達成されるまでの間の取組状況を四半期毎に確認し、その結果を記録・報告すること。
- ・実施結果については、随時情報共有を行うこと。
- ・年間活動終了後には、個別レポート並びに総合分析レポートを作成すること。

(2) 採択事業者同士の交流の場を創出

①概要

事業者同士の情報交換、連携の場を創出し、新たなビジネスチャンスや協働を促すための仕掛けづくりを行う。

②内容

- ・年間1回、採択事業者・島内既存事業者・島外誘致事業者の相互の交流機会を企画し、併せて事業者の認知度を向上させる仕組みづくりを行うこと。

(3) 個別相談に対する助言

①概要

新規事業の立ち上げや事業拡大に伴う様々な課題や悩みに対して、相談窓口を構築し、専門的な知見から助言を行う。

②内容

- ・相談内容に応じた専門家による助言等を行うこと。
- ・相談内容は、相談受付簿を作成し、相談内容を記録すること。
- ・相談期間は4月～11月とし、対面指導、WEB会議等の手法により、一貫した指導助言等を行うこと。
- ・不採択事業者への事業計画や再チャレンジに向けての助言や指導を行うこと。

(4) 中間検査の実施

①概要

令和8年度新規採択者に対し、補助事業の進捗状況を確認するため、中間検査

(実地調査)を実施する。

②内容

- ・事業計画に基づき、調査時点での事業の進捗状況を確認し、事業実施にあたっての問題点等について聞き取りを行うこと。
- ・調査時点での支出に係る書類や雇用に係る書類の保管状況等を確認し、必要に応じて指導を行うこと。
- ・実施期間は8～10月とし、事業実施場所での現地確認を行うこと。